

平成23年度

(第4期)

事業報告

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日



日本政策金融公庫

事業報告

平成 23 年 4 月 1 日から

平成 24 年 3 月 31 日まで

1 当公庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

イ 事業活動の経過及びその成果

(イ) 総括

当期における我が国経済は、東日本大震災の発生により生産活動の低下や消費マインドの冷え込みといった影響を受けたものの、供給制約の解消や復旧・復興需要の増加などに伴い、内需を中心とした持ち直しの動きがみられました。ただし、海外経済の減速や円高の進行、雇用・所得環境の改善の遅れなどもあって経済活動の水準は依然低い状況にありました。

このような中、当公庫におきましては、東日本大震災からの復興支援、お客さまサービスの向上及び成長戦略分野等への対応などに積極的に取り組みました。

a 東日本大震災からの復興支援

東日本大震災の被害・影響を受けた中小・小規模企業や農林漁業の皆さまからの融資や返済に関するご相談に対して、特別相談窓口の設置（平成 23 年 3 月 11 日付）や出張相談会の実施などにより、できる限り迅速かつきめ細かく対応するための態勢を整えるとともに、東日本大震災復興特別貸付など各種融資による復興支援に取り組みました。

こうした取り組みの結果、当期の出張相談会（青森、岩手、宮城、福島及び茨城県）の実績は 1,439 回、東日本大震災復興特別貸付など震災関連融資の貸付実績は 2 兆 7,608 億円となりました。加えて、東日本大震災復興緊急特例による保険引受や危機対応円滑化業務等も実施し、政策金融機関として総力を挙げ復興支援に努めました。

b お客さまサービスの向上

お客さまへの丁寧な対応に加え、お客さまニーズに合致した有益な情報提供等を行うため、各事業本部／国際協力銀行が連携してノウハウ・情報を相互に活用し、サービスの強化に取り組みました。

当期におきましては、新たな取り組みとして、お客さまサービスの向上のため、統合支店毎に「総合力発揮推進計画」を策定し、これを積極的に推進しました。具体的には、地方公共団体が地域活性化対策として取り組んでいる地域プロジェクトに 120 件参画し、うち 59 の地域プロジェクトでは支援段階に入り、中小企業等への融資を実施しました。また、お客さまのニーズに応じた複数事業が連携した融資については、463 件の実績となりました。

さらに、アグリフード EXPO などの全国規模の商談会、各地域での異業種交流会等を通じてサービスを提供した結果、当期の事業間連携によるお客さまの紹介件数は合計 2,058 件となり、前期の 1,565 件から大幅に増加しました。

c 成長戦略分野等への対応

日本経済発展への貢献を念頭に、政府の成長戦略等に基づき、創業支援や中小企業の皆さまの海外展開支援、農林漁業の皆さまの6次産業化支援や資源の安定確保及び本邦企業の国際競争力の維持・向上への支援等を実施しました。また、中小企業金融円滑化法を踏まえ、既往融資に係る返済条件の緩和による資金繰り支援にも引き続き積極的に対応してきました。

d 国際協力銀行の当公庫からの分離

平成23年5月2日の株式会社国際協力銀行法の公布・施行及びその後の関連政令等の公布・施行により、当公庫の国際部門である国際協力銀行は、我が国企業のインフラ分野その他の戦略的海外投融資をより有効に支援するため、その機能が強化されるとともに、平成24年4月1日に当公庫から分離し、株式会社国際協力銀行（以下「新JBIC」という。）となることが決定されました。

同日付で、新JBICに、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を移管することとなりました。

(ロ) 国民一般向け業務

当期の国民一般向け業務におきましては、東日本大震災や台風などの自然災害の影響を受けた方への支援に加え、円高など昨今の厳しい経済・金融情勢の影響を受けた小企業の皆さまの資金繰りを積極的に支援するなど、セーフティネット機能の発揮に努めました。

東日本大震災への対応にあたっては、全国の支店に特別相談窓口を設置するとともに、各地域で出張相談会や説明会を実施し、被害を受けた小企業の皆さまからのご相談に対して親身かつきめ細かく対応しました。

特に、被災地においては、復旧・復興や雇用創出に貢献するため、創業する皆さまへの支援や企業グループが作成した復興事業計画に基づく設備投資への支援を行いました。また、家庭の経済的負担の軽減及び教育の機会均等に寄与するため、教育資金の支援にも積極的に取り組みました。

さらに、政府の成長戦略に基づき、海外展開資金の取扱いを開始したほか、地域の活性化及び雇用創出につながる創業支援や、成長牽引分野である医療・福祉関連分野で活動する小企業への支援、社会的課題の解決に取り組むNPO法人などのソーシャルビジネスへの支援を行いました。

こうした取り組みの結果、当期の国民一般向け業務における貸付実績は、2兆5,061億円となりました。

(ハ) 農林水産業者向け業務

当期の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画並びに水産基本法及び水産基本計画等の国の農林水産業における施策を受けて、地域・業界の実態及びお客さまのニーズを把握し、迅速・的確に業務を遂行しました。

特に、当期は、東日本大震災の被害を受けた農林漁業、食品産業の皆さまの事業継続や復旧・復興のため、「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置して、融資及び返済のご相談に対し迅速かつきめ細かな対応に努めました。

さらに、農業以外からの新規参入や先進技術の事業化など農林漁業の活性化に資する新たな取り組みに対する情報提供等の支援や、民間金融機関等との業務協力の推進による民間部門の農林漁業分野への参入支援を実施しました。

こうした取り組みの結果、当期の農林水産業者向け業務における貸付実績は、3,095 億円となりました。また、民間金融機関が行う農業向け融資の証券化支援業務における引受実績は、2 億円となりました。

(二) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当期の中小企業者向け融資業務におきましては、東日本大震災復興特別貸付やセーフティネット貸付により、東日本大震災やタイ洪水被害の影響を受けた中小企業の皆さまをはじめとした厳しい経営環境にある中小企業の皆さまの資金繰りや事業の再建に積極的に取り組みました。また、「東日本大震災に関する特別相談窓口」や「平成 23 年タイ洪水被害に関する特別相談窓口」、「年末金融あんしん相談窓口」を機動的に設置したほか、関係機関等と連携した被災地での出張相談会の実施などにより、中小企業の皆さまからの融資や返済のご相談に円滑、迅速かつきめ細やかに対応しました。

さらに、歴史的円高の継続、国内需要の頭打ち等を背景に中小企業の皆さまの海外展開が加速する中、「海外展開資金」を活用した資金支援のほか、関係機関と連携して海外展開セミナーを開催するとともに、バンコク及び上海の海外駐在員事務所が中心となって取引先現地法人交流会等を開催するなど、中小企業の皆さまの海外展開に関するさまざまな課題の解決支援に積極的な取り組みを行いました。

加えて、中小企業の皆さまの新たな分野へのチャレンジや地域の活性化に向けた取り組みについても、各種の特別貸付制度や挑戦支援資本強化特例制度（資本金ローン）を活用して支援しました。

こうした取り組みの結果、当期の中小企業者向け融資業務の貸付実績は、2 兆 470 億円となりました。

(ホ) 中小企業者向け証券化支援買取業務

当期の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業の皆さまへの無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的として、案件組成に向けた制度の周知及び証券化市場の情報収集等に努めました。しかしながら、当期におきましては、ニーズが低かったこと等から案件組成には至りませんでした。

(ヘ) 信用保険等業務

当期の信用保険等業務におきましては、東日本大震災への対応として、平成 23 年 3 月に取扱

いを開始した災害関係特例に加えて、平成23年5月からは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づき、東日本大震災復興緊急特例の取扱いを開始する等、震災の影響を受けた中小企業の皆さまへの支援施策を実施しました。

加えて、景気対応緊急保証制度が平成22年度末で取扱いを終えた中、経営安定関連保証（5号）や小口零細企業保証、借換保証等に係る保険引受についても、厳しい経営環境にある中小企業の皆さまの資金繰りに支障を来たさないよう、的確な対応を実施して参りました。

こうした取り組みの結果、当期の信用保険等業務における保険引受額は、11兆1,313億円となりました。

（ト）国際協力銀行業務

当期の国際協力銀行業務におきましては、豪州の天然ガス権益取得やチリの銅鉱山開発、東日本大震災後の電力の安定供給を支援するための電力会社のLNG輸入等、我が国への資源の安定確保に資する案件を支援するとともに、本邦企業が出資参画するタイやオマーンにおける火力発電プロジェクト等に対する支援を通じ、本邦企業の国際競争力の維持・向上に貢献しました。

平成22年3月末に開始した地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務（「地球環境保全業務」、通称「GREEN」）においては、南アジアの環境関連ファンドへの出資等を行いました。

平成23年5月2日の「株式会社国際協力銀行法」の公布・施行及びその後の関連政令等の公布・施行により、特定分野に対する先進国向け輸出金融の供与や本邦企業が外国企業を買収するために必要な資金等を供与する投資金融等が可能となったほか、先進国向け投資金融の対象分野が拡充されたことを踏まえ、欧州向け大型客船輸出等の支援を行いました。

平成23年8月24日に日本政府が発表した「円高対応緊急パッケージ」及び同年10月21日に閣議決定された「円高への総合的対応策」にあたっては、急激な円高の進行に対応した日本企業による海外M&Aの促進、資源・エネルギーの確保・開発の促進及び中堅・中小企業の海外展開支援を支援対象とする「円高対応緊急ファシリティ」を設置し、資源権益の取得・開発を支援したほか、本邦金融機関向けクレジットラインを通じて本邦企業による外国企業を買収案件を支援しました。

こうした取り組みの結果、当期の国際協力銀行業務における出融資保証承諾額は、1兆5,959億円となりました。

（チ）駐留軍再編促進金融業務

当期の駐留軍再編促進金融業務におきましては、駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要な事業に係る資金の貸付等に関連して必要な業務を行いました。なお、当期におきましては、貸付実績はありませんでした。

（リ）危機対応円滑化業務

当期の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「東日本大震災に関

する事案」、「災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の災害に関する特別相談窓口に係る事案」、「円高等対策特別相談窓口に係る事案」等への取り組みに努めました。

こうした取り組みの結果、当期の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが 1 兆 1,534 億円、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が 1 兆 8,089 億円、指定金融機関に対する利子補給が 24 億円となりました。

（ヌ）特定事業等促進円滑化業務

当期の特定事業促進円滑化業務におきましては、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 38 号）に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行いました。当期の貸付実績は 13 億円となりました。

また、平成 23 年 7 月 1 日から開始した事業再構築等促進円滑化業務におきましては、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成 11 年法律第 131 号）に基づき、主務大臣が認定した事業再構築等を実施しようとする認定事業者又はその関係事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連して必要な業務を始めましたが、当期におきましては、貸付実績はありませんでした。

ロ 組織運営の経過及びその成果

当公庫は、「政策金融の的確な実施」及び「ガバナンスの重視」を基本理念に掲げるとともに、毎期、3 カ年の目標である業務運営計画を策定し、これを着実に実行しています。

組織運営については、「透明性・公正性・迅速性」の高いガバナンス態勢の構築を目的とし、「意思決定」「監視機能」及び「業務執行」の 3 機能を分離・強化するため、BPR（注）の手法などを用いた改革を継続して実施しています。

意思決定・監視機能の強化については、事業運営が政策目的に沿い効率的に行われているか等の評価・審査を外部有識者からなる評価・審査委員会において実施するとともに、人事委員会による人事上の重要事項の審議や外部の評価委員によって総裁の業績評価を行う制度を導入しています。また、重要事項を取締役会のほか総裁決定審議会等の会議体で審議する体制を構築するとともに、大幅な権限委譲により意思決定を早くしています。

業務執行に係る改革については、職務権限と責任の明確化を図るための部門制の導入等や経営効率化のための「事業サポート部門」の設立による調達業務の間接部門への集約化及び同一地域に存在する店舗についての店舗統合などを継続して実施しています。当期における店舗統合の実績については、8 支店の店舗統合を実施し、当期末時点で店舗統合予定 60 支店のうち 50 支店の統合を完了しています。

（注）ビジネス・プロセス・リエンジニアリング：企業の業務活動を根本から考え直し、根本的革新・業務の効率化を図る経営手法

（イ）リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の整備・強化

リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の整備・強化にあたっては、年度ごとにリスク管

理プログラム及びコンプライアンス・プログラムをコーポレート・ガバナンス委員会での審議を経て定め、その進捗状況を定期的にコーポレート・ガバナンス委員会に報告することとしています。

さらに、高度なガバナンスの追求に向けて内部管理上重点的に取り組むべき分野を定め、公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものをコーポレート・ガバナンス委員会で審議する態勢を構築しています。コーポレート・ガバナンス委員会においては、コーポレート・ガバナンスに係る報告・調査・処理体制の整備や、公庫全体として統一的に対応すべき事項等について審議しました。

(ロ) システム最適化計画の推進

お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化及び開発・運用に係るコスト削減の観点から、平成 25 年度以降の公庫全体の I T 基盤・システムの最適化後の新システムの本格稼働に向けて、システム最適化計画を確実にかつ適正に実施しています。

(ハ) 人材開発の推進

当公庫を取り巻く業務環境の変化に迅速に対応しつつ、当公庫に対する期待に着実に応えるための体制を人材面から確保するため、各種施策に取り組んでいます。

当期におきましては、新人教育を拡充するとともに、平成 23 年 4 月に人材アカデミーを設立し、高度なマネジメント能力の強化を目的としたマネジメントコース、管理職候補となる女性職員の育成を目的としたプロジェクト Challenge!!、高度な専門知識を有する人材の育成を目的とした経理アカデミーの各コースを設置し、円滑に運営しています。

(ニ) 女性活躍の推進

組織としての力の最大化を目指して、女性が能力を最大限発揮できる職場を実現するため、各種取り組みを着実に実施するとともに、女性の管理職登用の数値目標（平成 30 年 4 月時点の管理職に占める女性の割合 5%（平成 23 年 4 月時点 1.3%））に向けて候補者を育成しています。

当期におきましては、地域版女性活躍推進委員会の全国 8 支店への設置及びベビーシッターサービスの開始などにより、女性が働きやすい職場環境の整備に努めました。

(ホ) 事業継続計画（BCP（注））の策定

今後想定される首都直下地震に伴う厳しい環境下においても事業継続を確保する観点から、平成 23 年 12 月に事業継続計画（BCP）を策定するとともに、継続的な訓練等により危機管理態勢を充実させています。

（注）ビジネス・コンティニュイティ・プラン：自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画

(ヘ) 職場環境の向上

職員一人ひとりが、ワークとライフにおける役割責任を果たしながら、双方の充実が図れる

よう、メリハリのある働き方の実践を推進しています。

具体的には、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的としたノー残業デー週2日の設定、なかよしファミリーデー（家族の職場参観日）の支店開催、ワーク・ライフ・バランスに係るセミナー等の実施のほか、メンタルヘルスマネジメント体制やハラスメント対策の強化を目的とし、コンプライアンス・ヘルプライン等相談窓口の組織横断的な周知や専門弁護士によるセミナー等を実施しています。

(2) 財産及び損益の状況

当公庫の当期の財産及び損益の状況は、次のとおりです。

(単位：百万円)

		第1期 (平成20年10月 ～平成21年3月)	第2期 (平成21年4月 ～平成22年3月)	第3期 (平成22年4月 ～平成23年3月)	第4期 (平成23年4月 ～平成24年3月)
株式会社日本政策金融公庫	経常収益	381,725	751,079	768,105	857,197
	経常利益	△664,096	△1,118,754	△875,599	△290,430
	当期純利益	△655,414	△1,112,890	△886,503	△295,408
	純資産額	2,880,565	4,574,609	4,389,560	6,142,730
	総資産	28,002,099	35,634,209	36,789,867	38,250,634
国民一般向け業務	経常収益	87,283	169,007	161,987	163,273
	経常利益	△19,007	△49,237	△48,871	△21,726
	当期純利益	△18,750	△50,098	△54,848	△21,948
	純資産額	151,160	266,216	222,590	447,687
	総資産	7,291,149	7,200,351	7,199,339	7,097,032
農林水産業者向け業務	経常収益	39,331	72,277	73,321	66,280
	経常利益	△1,362	△1,831	1,208	85
	当期純利益	—	—	△141	—
	純資産額	327,532	328,197	328,055	344,518
	総資産	2,812,228	2,739,242	2,637,650	2,627,541
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	経常収益	64,522	125,359	124,973	123,380
	経常利益	△27,070	△10,010	△44,628	△27,444
	当期純利益	△26,934	△10,250	△49,727	△27,497
	純資産額	232,193	371,792	365,815	610,267
	総資産	5,452,322	5,969,993	6,099,356	6,165,463
中小企業者向け 証券化支援買取業務	経常収益	318	444	423	591
	経常利益	△259	△1,186	194	503
	当期純利益	△259	△1,186	683	503
	純資産額	23,738	22,551	23,235	23,738
	総資産	26,924	23,904	25,957	25,505
信用保険等業務	経常収益	91,873	159,918	151,365	256,830
	経常利益	△632,895	△998,800	△813,106	△301,329
	当期純利益	△632,876	△999,052	△812,011	△301,357
	純資産額	172,003	1,224,551	1,013,839	1,753,382
	総資産	1,200,900	2,674,717	2,835,575	3,491,484
国際協力銀行業務	経常収益	97,740	191,178	197,217	201,695
	経常利益	19,929	27,823	49,641	57,107
	当期純利益	26,838	33,207	58,783	52,515
	純資産額	1,945,915	1,954,826	2,048,513	2,294,786
	総資産	9,756,961	11,866,899	12,781,643	12,693,182
駐留軍再編促進金融業務	経常収益			411	271
	経常利益			241	57
	当期純利益			241	57
	純資産額			241	57
	総資産			360	181
危機対応円滑化業務	経常収益	909	33,355	58,794	57,255
	経常利益	△3,431	△85,510	△29,464	2,318
	当期純利益	△3,431	△85,510	△29,464	2,318
	純資産額	28,023	406,473	387,165	668,068
	総資産	1,461,710	5,159,153	5,190,325	6,129,351
特定事業等促進円滑化業務	経常収益			13	240
	経常利益			△16	△0
	当期純利益			△16	△0
	純資産額			103	221
	総資産			20,137	21,658

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 特定事業等促進円滑化業務は平成22年8月16日から開始しております。

(3) 資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ 資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った主要な資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達の状況

(単位：億円)

	資金調達方法	当期調達額
株式会社日本政策金融公庫	借入	43,990
	うち財政融資資金他	41,685
	うち外国為替資金	2,304
	債券	7,956
	出資金	20,550
	(計)	72,497

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 外国為替資金に関して、当期調達額は借入実行時の為替レートで換算した金額を計上しています。

3 債券に関して、当期調達額は当期発行額を計上しています。

(ロ) 主要な借入先等

(単位：億円)

	借入先	当期借入額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	財政融資資金他	41,685	206,681
	外国為替資金	2,304	15,434
	(小計)	43,990	222,116
国民一般向け業務	財政融資資金	15,600	54,561
	産業投資	—	0
	一般会計	—	1,313
	(小計)	15,600	55,874
農林水産業者向け業務	財政融資資金	2,028	19,368
	食料安定供給特別会計	—	718
	(小計)	2,028	20,086
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	財政融資資金	10,450	39,390
	産業投資	50	54
	(小計)	10,500	39,445
中小企業者向け 証券化支援買取業務	(小計)	—	—
信用保険等業務	(小計)	—	—
国際協力銀行業務	財政融資資金	2,010	37,120
	外国為替資金	2,304	15,434
	(小計)	4,314	52,554
駐留軍再編促進金融業務	(小計)	—	—
危機対応円滑化業務	財政融資資金	11,534	53,942
	(小計)	11,534	53,942
特定事業等促進円滑化業務	財政融資資金	13	213
	(小計)	13	213

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 外国為替資金に関して、当期借入額は借入実行時の為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成24年3月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(ハ) 債券

(単位：億円)

	当期発行額	当期末残高
	〔上段：政府保証債〕 〔下段：財投機関債〕	〔上段：政府保証債〕 〔下段：財投機関債〕
株式会社日本政策金融公庫	5,006	34,537
	2,950	15,998
国民一般向け業務	300	5,697
	1,600	3,499
農林水産業者向け業務	—	259
	250	1,739
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	500	11,692
	600	3,859
中小企業者向け 証券化支援買取業務	—	—
	—	—
信用保険等業務	—	—
	—	—
国際協力銀行業務	4,206	16,887
	500	6,898
駐留軍再編促進金融業務	—	—
	—	—
危機対応円滑化業務	—	—
	—	—
特定事業等促進円滑化業務	—	—
	—	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 国際協力銀行の政府保証債（外貨建て）に関して、当期発行額は債券発行した当月末の為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成 24 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(二) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社日本政策金融公庫	一般会計出資金	18,230
	産業投資出資金	2,320
	(計)	20,550
国民一般向け業務	一般会計出資金	2,470
	産業投資出資金	—
	(小 計)	2,470
農林水産業者向け業務	一般会計出資金	164
	産業投資出資金	—
	(小 計)	164
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	一般会計出資金	2,399
	産業投資出資金	320
	(小 計)	2,719
中小企業者向け 証券化支援買取業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	(小 計)	—
信用保険等業務	一般会計出資金	10,409
	産業投資出資金	—
	(小 計)	10,409
国際協力銀行業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	2,000
	(小 計)	2,000
駐留軍再編促進金融業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	(小 計)	—
危機対応円滑化業務	一般会計出資金	2,785
	産業投資出資金	—
	(小 計)	2,785
特定事業等促進円滑化業務	一般会計出資金	1
	産業投資出資金	—
	(小 計)	1

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った主要な設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

業 務	設 備 投 資 の 総 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	5,087
国 民 一 般 向 け 業 務	3,337
農 林 水 産 業 者 向 け 業 務	814
中 小 企 業 者 向 け 融 資 ・ 証 券 化 支 援 保 証 業 務	369
中 小 企 業 者 向 け 証 券 化 支 援 買 取 業 務	—
信 用 保 険 等 業 務	118
国 際 協 力 銀 行 業 務	366
駐 留 軍 再 編 促 進 金 融 業 務	—
危 機 対 応 円 滑 化 業 務	81
特 定 事 業 等 促 進 円 滑 化 業 務	0

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

業 務	内 容	金 額	備 考
国民一般向け業務	店舗関連 設備投資等	1,642	店舗新築工事他
	情報システム関連 設備投資等	394	共通ERPシステム他
農林水産業者向け業務	店舗関連 設備投資等	—	該当無し
	情報システム関連 設備投資等	522	共通ERPシステム、システムマイグレーション他
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	店舗関連 設備投資等	—	該当無し
	情報システム関連 設備投資等	144	共通ERPシステム他
信用保険等業務	店舗関連 設備投資等	—	該当無し
	情報システム関連 設備投資等	27	共通ERPシステム他
危機対応円滑化業務	店舗関連 設備投資等	—	該当無し
	情報システム関連 設備投資等	0	共通ERPシステム他
特定事業等促進円滑化業務	店舗関連 設備投資等	—	該当無し
	情報システム関連 設備投資等	0	共通ERPシステム他

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当期（注）における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 株式会社日本政策金融公庫法等の改正

(イ) 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）

- a 情報処理の高度化等に対処するための刑法（明治 40 年法律第 45 号）等の一部改正（平成 23 年法律第 74 号）に基づき、改正
- b 株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）に基づき、改正

(ロ) 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成 20 年政令第 143 号）

- a 株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正（平成 23 年政令第 222 号）に基づき、改正
- b 株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 23 年政令第 423 号）に基づき、改正

(ハ) 株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成 20 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第 4 号）

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成 20 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第 3 号）及び株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部改正（平成 24 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第 1 号）に基づき、改正

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 代表取締役の選任

平成 23 年 6 月 22 日の取締役会で決議、平成 23 年 6 月 22 日認可

(ロ) 取締役及び監査役の選任

平成 23 年 6 月 22 日の株主総会で決議、平成 23 年 6 月 22 日認可

(ハ) 国内金融業務方法書の一部変更

平成 23 年 3 月 29 日付で認可申請、平成 23 年 4 月 1 日認可
平成 23 年 4 月 28 日付で認可申請、平成 23 年 5 月 2 日認可
平成 23 年 11 月 11 日付で認可申請、平成 23 年 11 月 21 日認可
平成 24 年 3 月 21 日付で認可申請、平成 24 年 3 月 30 日認可
平成 24 年 4 月 5 日付で認可申請、平成 24 年 4 月 6 日認可

(ニ) 定款の変更

平成 24 年 3 月 21 日の株主総会で決議、平成 24 年 3 月 30 日認可

(ホ) 承継計画書（株式会社国際協力銀行が承継する権利及び義務に関し、必要な事項を定めたもの）

平成 24 年 3 月 21 日付で認可申請、平成 24 年 3 月 30 日認可

(ヘ) 政府からの借入及び社債

国内金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務については、各業務毎に主務大臣の認可を受けて、政府からの借入や社債の発行を行っています。また、国際協力銀行については、各事業年度、社債発行の基本方針を策定して財務大臣の認可を受けています。

ハ 国際協力銀行の当公庫からの分離について

株式会社国際協力銀行法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行（以下「新JBIC」という。）が成立し、同日付で、新JBICに、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を移管しました。

（注）重要なものに限り平成24年4月1日以降に生じたものも記載しています。

(5) 公庫の概要

イ 沿革

平成 18 年 6 月 2 日	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布
平成 19 年 5 月 25 日	「株式会社日本政策金融公庫法」公布
平成 20 年 4 月 16 日	第 1 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会
平成 20 年 4 月 18 日	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布
平成 20 年 9 月 19 日	定款認可
平成 20 年 9 月 22 日	創立総会及び設立時取締役による会議
平成 20 年 9 月 30 日	国内金融業務方法書認可
平成 20 年 10 月 1 日	株式会社日本政策金融公庫設立
平成 22 年 4 月 1 日	駐留軍再編促進金融業務を開始
平成 22 年 8 月 16 日	特定事業促進円滑化業務を開始
平成 23 年 7 月 1 日	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成 24 年 4 月 1 日	国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管

(注) 重要なものに関し平成 24 年 4 月 1 日以降に生じたものも記載しています。

ロ 事業内容

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っています。

ハ 本支店、海外駐在員事務所

当期末における当公庫の店舗は、本店1、支店152、海外駐在員事務所18です。

本 店 : 東京都千代田区大手町一丁目9番3号
 (国際協力銀行) (東京都千代田区大手町一丁目4番1号)

支店及び海外駐在員事務所一覧

支 店	札幌、札幌北、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、青森、弘前、八戸、盛岡、一関、仙台、石巻、秋田、大館、山形、米沢、酒田、福島、会津若松、郡山、いわき、水戸、日立、土浦、宇都宮、佐野、前橋、高崎、さいたま、浦和、川越、熊谷、越谷、千葉、船橋、館山、松戸、東京、東京中央、新宿、上野、江東、五反田、大森、渋谷、池袋、板橋、千住、八王子、立川、三鷹、横浜、横浜西口、川崎、小田原、厚木、新潟、長岡、三条、高田、富山、高岡、金沢、小松、福井、武生、甲府、長野、松本、小諸、伊那、岐阜、多治見、静岡、浜松、沼津、名古屋、名古屋中、熱田、豊橋、岡崎、一宮、津、四日市、伊勢、大津、彦根、京都、西陣、舞鶴、大阪(西日本オフィス)、大阪西、阿倍野、玉出、十三、大阪南、堺、吹田、守口、泉佐野、東大阪、神戸、神戸東、姫路、尼崎、明石、豊岡、奈良、和歌山、田辺、鳥取、米子、松江、浜田、岡山、倉敷、津山、広島、呉、尾道、福山、山口、下関、岩国、徳山、徳島、高松、松山、宇和島、新居浜、高知、福岡、福岡西、北九州、八幡、久留米、佐賀、長崎、佐世保、熊本、八代、大分、別府、宮崎、延岡、鹿児島、鹿屋、川内
海外駐在員事務所	北京、上海、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、シドニー、モスクワ、ロンドン、パリ、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティ、リオデジャネイロ

ニ 職員

区 分	人 数
職 員	8,101名

(注) 職員数は、平成23年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当公庫では、平成 24 年 3 月 21 日の取締役会において、お客さまサービスの向上を第一項目に位置付けるとともに、中小企業者等の海外展開への積極的な支援を盛り込む形で、活動指針を変更しました。また、平成 24 年度から 3 ヶ年の目標である業務運営計画を策定し、これを着実に実行していきます。

イ 経営理念

(イ) 基本理念

a 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

b ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

(ロ) 活動指針

当公庫は、東日本大震災からの復興支援やセーフティネット機能を最大限に発揮するとともに、国の政策に基づき、国民一般、中小企業者及び農林水産業者への円滑な資金供給を行う政策金融機関としての役割を引き続き積極的かつ効率的に遂行します。

また、政策金融機関としての使命を着実に果たすため、融資にとどまらない、政策金融ならではの質の高いサービスの提供に努めます。

業務遂行に際しては、日本経済の発展のために何をすべきかを役職員一人ひとりが考え、「アクティブ・アクション」をモットーに、以下の施策に一丸となって取り組みます。

a お客さまサービスの向上

(a) お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指します。

(b) 商品力を高めるとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応します。

(c) 当公庫の総合力を発揮し、資金や情報を相互に活用することにより、金融サービスの強化を図ります。

b 東日本大震災からの復興支援

東日本大震災により影響を受けたお客さまの事業の復興を支援するとともに、被災地域の復興プロジェクトに積極的に関与するなどの取り組みを推進します。

c 日本経済発展への貢献

(a) 国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献します。

(b) 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処します。

(c) 国の政策に基づき、政策金融に求められる各種ニーズに適切に対応します。

(d) 世界の成長力を取り込むため、中小企業者等の海外展開を積極的に支援します。

- (e) 地域に根ざした活動を展開し、政策金融の各分野の機能を一体的に発揮することにより、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献します。
- (f) 環境に配慮した企業活動に努め、環境問題への対応に寄与する業務を行うことを通じて、社会に貢献します。

d システム最適化計画の推進

お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化及び開発・運用に係るコスト削減の観点から、システム最適化計画の確実かつ適正な推進を図ります。

e 効率的な働きがいのある職場づくり

- (a) 組織力をさらに高めるために、平成 25 年度以降の当公庫全体の IT 基盤・システムの最適化後の新システム稼働に向けた、業務の効率化の総仕上げを行います。
- (b) 平成 25 年度の共通 E R P（注）システム稼働に向けた準備と、それを最大限に生かした効率的な業務運営体制の構築を図ります。
- (c) 職員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高め、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる職場をつくります。
- (d) 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の更なる推進を図ります。
- (e) コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役職員におけるコンプライアンス意識の定着を図ります。

（注）エンタープライズ・リソース・プランニング：企業全体の経営資源の有効活用の観点から統合的に管理し、経営の効率化を図るための統合型（業務横断型）パッケージソフトウェア

ロ 業務運営計画

（イ）事業運営目標

a 東日本大震災からの復興を支援します。

- (a) 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等に親身に対応します。
 - ・ 「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じて円滑、迅速かつきめ細かく対応します。
 - ・ 「東日本大震災復興特別貸付」、「設備資金貸付利率特例制度」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」により適時適切な融資を行います。
 - ・ 返済相談に丁寧かつ迅速に対応します。
 - ・ 「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応等に取り組みます。
- (b) 被災地域で実施される復興プロジェクトにきめ細かく対応します。
- (c) 「東日本大震災に関する事案」として認定された危機に即応し、危機対応円滑化業務を的確に実施します。

b セーフティネット需要へのきめ細かな対応と資金の安定供給を行います。

- (a) お客さまからのセーフティネット需要にきめ細かく対応します。
 - ・ 円高、タイ洪水の影響や、経営環境の悪化等に依然として苦慮している中小企業等の

方、自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落等の影響を受けた農林漁業を営む方に対してセーフティネット機能を発揮します。

(b) お客さまにタイムリーかつ円滑に十分な資金を供給します。

- ・ お客さまの資金ニーズ等に積極的に対応します。

(c) 信用補完制度を通じて資金繰りに苦慮するお客さまを支援します。

(d) 危機の発生に即応し、迅速かつ円滑に危機対応円滑化業務を実施します。

c 成長戦略分野等への重点的な資金供給を行うとともに政策提言能力を発揮します。

(a) 成長戦略分野等に対して的確に融資対応を行います。

- ・ 中小企業の海外展開を支援します。
- ・ 新事業・新規開業企業等を支援します。
- ・ 企業再生を支援します。
- ・ 我が国の食と農林水産業の再生に向けた積極的な支援を行います。
- ・ 地球環境問題への対応を支援します。
- ・ 教育に関する家庭の経済的負担の軽減と教育の機会均等に貢献します。

(b) 政策提言能力を発揮します。

- ・ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映します。

d お客さまにとって、利用しやすい、頼りになる日本公庫の実現を目指します。

(a) 民間金融機関や関係団体等との連携を強化します。

(b) 情報発信の強化などにより広報活動を推進します。

(c) お客さまの満足度向上のため、各種のサービス向上策を推進します。

e 当公庫の総合力を発揮した資金と情報両面からの金融サービスを強化します。

(a) 複数事業が一体となった金融サービスの強化、お客さまニーズに合致した有益な情報提供を行います。

- ・ 各事業本部の経営資源を活用した「総合力発揮」を強力に推進します。
- ・ 海外展開を図るお客さまに有益な情報提供を行います。

(b) 経営相談・指導や経営改善計画の策定支援等、コンサルティング機能を強化します。

(c) 総合研究所における研究水準の向上、対外発信力の強化、事業本部との連携の推進により総合力を発揮します。

f 信用リスク管理態勢を整備・強化します。

(ロ) 組織運営目標

a 当公庫全体のIT基盤・システムの最適化、システム部門全体の最適化を推進します。

(a) 「日本公庫全体システム最適化計画（基本計画書）」に基づき、平成25年度以降、順次最適化後の新システムを本格稼働します。

(b) 統合IT部門の組織体制の整備、IT専門人材の育成体制の強化などを実施し、少数精鋭による円滑かつ効率的なIT部門の運営を実現します。

b BPRなどによる事務の合理化・業務の効率的運営に取り組みます。

(a) これまでのBPR施策の点検を踏まえつつ、職務権限と責任の明確化、仕事のやり方の見直し・効率化、意思決定の透明化・迅速化に引き続き取り組みます。

- (b) 各事業本部の人事・経費予算関連機能一元化に向けた取り組みを実施します。
- (c) 平成 25 年 4 月の共通 E R P システムの稼動に向けた準備と、それを最大限に生かした効率的な業務運営体制を構築します。
- c 人材開発に取り組みます。
- 当公庫を取り巻く業務環境の変化に迅速に対応しつつ、当公庫に対する期待に着実に応えるための体制を人材面から確保するため、各種施策に取り組みます。
- ・ 高度なマネジメント能力・専門性を強化するため、人材アカデミー各コースの内容を充実させ、円滑に運営します。
 - ・ 質の高いサービスを実現するための基礎教育を充実させます。
 - ・ お客様のニーズに応えられる専門知識・スキル習得のための研修を実施し、資格取得を支援します。
- d 女性活躍を推進します。
- 組織としての力の最大化を目指して、女性が能力を最大限発揮できる職場を実現するため、各種取り組みを着実に実施します。
- ・ 女性の管理職登用の数値目標（平成 30 年 4 月時点の管理職に占める女性の割合 5%）に向けて候補者を育成します。
 - ・ 各種キャリア形成支援策と両立支援策を推進します。
- e 職場環境を向上させます。
- 職員一人ひとりが、ワークとライフにおける役割責任を果たしながら、双方の充実が図れるよう、メリハリのある働き方の実践を推進します。
- f リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を整備・強化します。
- (a) 政策要請に応えつつ損失の発生の抑制を図るため、リスク管理プログラムを定め、同プログラムの実施状況等をモニタリングします。
- (b) 引き続き職員のコンプライアンス意識の強化・定着化を図るため、コンプライアンス・プログラムを定め、同プログラムの実施状況等をモニタリングします。
- (c) B C P の訓練等により危機管理態勢を充実させます。

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 12,683,925,630,964 株

発行済株式の総数

業 務	発行済株式の総数
株式会社日本政策金融公庫	9,751,486,407,741 株
国民一般向け業務	1,066,393,000,000
農林水産業者向け業務	341,863,000,000
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,039,985,000,000
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000
信用保険等業務	5,203,277,407,741
国際協力銀行業務	1,291,000,000,000
駐留軍再編促進金融業務	—
危機対応円滑化業務	784,253,000,000
特定事業等促進円滑化業務	239,000,000

(2) 当期末株主数

1名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当公庫への出資状況	
	持株数等	持株比率
財務大臣	9,751,486,407,741 株	100%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員

(1) 取締役及び監査役に関する事項

氏 名	地 位 (及び担当)
安居 祥策	代表取締役総裁
細川 興一	代表取締役副総裁 (総裁補佐並びに危機対応等円滑化業務部及び総合研究所担当)
渡辺 博史	代表取締役副総裁 (国際協力銀行経営責任者)
勝野 龍平	代表取締役専務取締役 (中小企業事業本部長)
坂野 雅敏	代表取締役専務取締役 (農林水産事業本部長)
村瀬 吉彦	代表取締役専務取締役 (国民生活事業本部長)
板東 一彦	専務取締役 (企画管理本部長)
星 文雄	代表取締役常務取締役 (国際協力銀行経営責任者の補佐及び駐留軍再編促進金融部担当)
飛田 康隆	常務取締役 (国民生活事業本部融資部門長)
中村 吉夫	常務取締役 (国民生活事業本部生活衛生部門長)
原 雅彦	常務取締役 (国際協力銀行審査部門長及び企画・管理部門のうち国際事務統括部担当)
皆川 博美	常務取締役 (企画管理本部担当及び農林水産事業本部営業部門長)
山本 耕三	常務取締役 (中小企業事業本部営業部門長)
宮原 正治	取締役 (国民生活事業本部審査・債権管理部門長及び人材開発部担当)
茂木 博夫	取締役 (企画管理本部システム最適化推進部門長)
吉田 正己	取締役 (中小企業事業本部保険部門長)
中西 孝平	取締役 (国際協力銀行企画・管理部門長)
光増 安弘	取締役 (農林水産事業本部審査部門長)

氏 名	地 位 (及び担当)
山崎 康史	取締役 (農林水産事業本部企画・統括部門長)
山本 雅史	取締役 (中小企業事業本部企画・管理部門長及び情報システム室担当)
早川 祥子	取締役
三木 啓史	取締役
野村 克文	常勤監査役
金森 潤	常勤監査役
池田 敏夫	監査役
高橋 伸子	監査役

- (注) 1 取締役のうち、早川祥子及び三木啓史の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 監査役のうち、野村克文、池田敏夫、高橋伸子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3 監査役である池田敏夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 4 三木啓史氏は、東洋製罐(株)代表取締役会長及び東洋鋼板(株)取締役会長を兼職しています。
- 5 谷川浩道氏は平成23年4月30日付で、村瀬卓男及び松井哲夫の2氏は平成23年5月31日付で、森田嘉彦、大村雅基及び松本敏夫の3氏は平成23年6月22日付で、渡辺博史、星文雄、原雅彦及び中西孝平の4氏は平成24年3月31日付で、それぞれ取締役を辞任しています。
- 6 岩切洋一郎氏は、平成23年6月22日付で、監査役を辞任しています。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職の状況

三木啓史氏は、東洋製罐(株)代表取締役会長及び東洋鋼鈑(株)取締役会長を兼職しています。

上記社外役員が業務執行者を兼職する他の法人等と当公庫の間には、開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
早川 祥子	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 民間企業での経験を生かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
三木 啓史	平成 23 年 6 月 22 日就任後に開催された当期取締役会 10 回開催のうち 8 回に出席。 企業経営者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
野村 克文	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 16 回開催のうち 16 回に出席。 企業経営者としての経験を生かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
池田 敏夫	当期取締役会 13 回開催のうち 12 回に出席。 当期監査役会 16 回開催のうち 16 回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
高橋 伸子	当期取締役会 13 回開催のうち 11 回に出席。 当期監査役会 16 回開催のうち 16 回に出席。 生活、金融及び経済を専門とするジャーナリストとしての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。

ハ 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
早川 祥子	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
三木 啓史	
池田 敏夫	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
高橋 伸子	

(3) 役員の報酬に関する事項

区 分	人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	28 名 (2 名)	386 百万円 (16 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (3 名)	47 百万円 (32 百万円)
合 計	33 名	434 百万円

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 22 百万円（取締役 20 百万円、監査役 1 百万円）が含まれています。

3 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額 39 百万円（取締役 36 百万円、監査役 3 百万円）を計上しています。

4 報酬等の額以外に、平成 23 年 6 月 22 開催の第 3 回定時株主総会の決議に基づき、退任取締役及び退任監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しています。

退任取締役	6 名	69 百万円
退任監査役	1 名	4 百万円

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 岡村 俊克 公認会計士 茂木 哲也 公認会計士 長尾 礎樹	310 百万円	会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である米国証券取引委員会に提出する同意書の作成・発出に関する業務等を委託し、対価を支払っています。

(注) 1 当公庫と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2 当公庫が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、332 百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

6 業務の適正を確保するための体制

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

ロ 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

ハ 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

ニ 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ホ 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

ヘ 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

ロ 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

ハ 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

ロ 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ハ 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

ニ 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。

ロ 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。

ハ 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

(5) 業務の適正を確保するための内部監査体制

イ 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。

ロ 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

ハ 監査部は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。

ニ 監査部は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

ホ 監査部は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

イ 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

ハ 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(7) 監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項

公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(8) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

ロ 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

- ロ 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べる
ことができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- ニ 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに監査部に協力を求めること
ができる。
- ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業
務に関する助言を求めることができる。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

附属明細書（事業報告関係）

（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4 役員」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上